

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 9月7日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
二つ橋高等特別支援学校 プールろ過機修繕
- 2 履行場所
横浜市瀬谷区二ツ橋町470番地
横浜国立二つ橋高等特別支援学校
- 3 契約日
令和8年7月2日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年7月31日
- 5 契約金額
1,090,100円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
東京都稲城市大丸2231
株式会社アクアプロダクト
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
屋上プールのろ過装置配管から大量の漏水が発生し、階下への漏水や水泳授業の中止など、学校運営に大きな支障を来した。被害の拡大防止及び教育活動の早期再開を図るため、緊急契約によりろ過装置の修繕を実施する必要があった。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜国立二つ橋高等特別支援学校